

合研集会の討論をゆたかにすすめるために

第50回全国保育団体合同研究集会 基調報告(案)

常任実行委員会



はじめに

—合研集会在めざしてきたこと

全国保育団体合同研究集会(合研集会 以下、合研)は、1969年8月、日本の平和と民主主義を守り、子どもたちを大切に育てることを願うたくさんの保育や子育てにかかわる人々たちによって誕生しました。今年には記念すべき50回集会在を迎えます。

合研は、子ども、保護者、保育者それぞれの権利が保障され、生活にねざし発達をふまえた保育の創造と、そのために必要な条件整備・制度の実現をめざして、毎年毎年、子どものこと、保育のことを、真剣に考えている、思っている人たちが全国から集まり、学び語り合い、つながりはげまし合いを重ねてきました。合研50回の積み重ねが日本の保育・子育ての前進に寄与してきたことはまちがいありません。

合研の最大の特徴は、参加者がみんなで作る集会であるということです。毎回の集会実行委員会に

参加する団体、個人それぞれが責任をもって知恵と力とお金を出し合い、準備や運営、参加組織をすすめています。そして、特定の理論、実践方法を押さず、参加者の報告や意見の交流のなから共通の課題や理論を引きだし、みんなの財産にするということです。保護者、保育者、研究者など、だれもが対等平等な立場で討論に参加することが保障される合研は、他に例を見ない保育・子育ての研究集会といえることができます。

合研50回を節目に、私たちはあらためて合研の成果と今日的意義を確かめ合い、子どもたちをはじめすべての人々の権利が大切にされる、平和な社会の実現をめざして、新たな一歩を踏みだしましょう。

1 合研50年の歴史のなかで 確認してきたこと

① 保育と保育運動の歴史を切り開いてきた

合研50年

1969年8月、日米安全保障条約(安保) 改定

期を前に、「全国の保育関係者は子どもの未来と平和のために一度だけいいから集まろう」との呼びかけがなされ、それに応えた団体・個人が準備をすすめて、長野県山之内町湯田中温泉で開催した研究会が現在の合研の始まりです。

その後、合研は、回を重ねるごとに、合研を成功させるための地域実行委員会を広く充実に参加者・参加構成団体を増やす一方、その地域実行委員会を、恒常的な運動の必要性から、都道府県・各地域の保育運動のセンターへと脱皮させ、強化させていきました。

また、第3回集会在を契機に日常的な交流を求めて月刊誌『ちいさいなかま』が発刊されました。第6回集会在の集会在宣言を受けて国に対する要求運動を恒常的にとりくむようになり、合研10年の歩みの総括として、第10回集会在直後の1978年10月には全国保育団体連絡会(全保連)が結成されました。翌年5月には保育研究所も設立されました。いまにつながる保育運動の組織は、合研を通じて形づくられ、広がられてきたといえるでしょう。

また、合研を通じての私たちの保育運動は、日本の保育内容や保育政策に大きな影響を与えてきました。第1回集会在当時、政府は、約51万人の子どもが

保育所に入れず、子どもが保育所に入ることができれば働きたいと考えている母親は、潜在的には、数百万人いるという実態を把握していました。その一方で国は、乳児保育の原則は家庭保育である（「保育7原則」として、そうした保育要求を抑えこみ、行政の対応を怠ったので、「年齢の制限、時間の制限、保育条件の劣悪さ、労働条件のひどさ、保育内容の貧弱さが全般的に表れています」第1回集会基調報告）というような事態が広がっていました。

そうした状況を少しでも改善しようと、私たちは合研を通じた保育運動のなかで、保護者・保育者・地域住民・労働組合等が共同してすすめていた共同保育所づくりを、「ポストの数ほど保育所を」のスローガンのもと公的に保障させる保育所増設運動に発展させていきました。こうした運動が革新自治体づくりにもつながっていったのです。

働く親たちの切実な願いに応える自主的・先進的な実践が、産休明け保育、延長・夜間保育、病児保育、障害児保育、学童保育などの条件整備を推進し、制度をかちとる力になりました。こうした個別の課題や、個々の特性に応じたとりくみを担う組織として、全国無認可保育所連絡協議会、全国男性保育者連絡会、保母のうたごえ協議会、民間保育園経営研究セミナー、全国保育所給食セミナー、公立保育所園長・主任セミナー、全国保育園保健セミナーなど、数多くの団体や自主的な研修組織も生みだしていきました。同時に合研での交流・連帯を通じて、各地で保育士の処遇や労働条件改善をめざして労働組合も組織され、これを拡大するとりくみもすすめられました。

さらに平和の課題など、子どもの健やかな育ちを保障する環境を守る運動にも積極的にかかわるようになりました。たとえば、第1回集会では平和と民主主義を守るべきとの意思が表明され、その後も、時々の平和と民主主義の課題について考え、子どもの未来を守る立場からの運動が行われました。国際

婦人年・国際児童年世界大会、世界婦人大会などに代表派遣するなどして国際交流もすすめられました。

子どもの権利条約の締結、批准を求める運動も行ってきました。第1回集会から20年後の1989年に「子どもの権利条約」が国連で採択（1990年発効）、その5年後の1994年の日本の批准は、子どもは「小さな大人」ではなく権利の主体であるという「子どもの発見」へ、そして「子どもの権利」の承認へとつながる歴史的な流れのなかでも重要な出来事でした。

1997年の児童福祉法改正にかかわっては、子どもの権利保障の立場からあるべき保育制度についての学びを深め、保育の利用に関する権利性を高める方向で行政を転換させるなど、保育のあり方についての新たな展開に貢献しました。

近時においても、保育の規制緩和や拙速な保育所民営化の動きに警鐘を鳴らし続けています。子ども・子育て支援新制度（以下、新制度）の導入に際しては、保育を公的に保障させるとい立場から運動をすすめて、児童福祉法24条1項を残すことにつなげました。そして、とりわけ保育内容については、まさに合研での交流・報告や、合研に参加する研究団体、保育研究所などの活動を通して、新しい知見を学び、優れた保育実践を交流・報告し合って、子どもの発達や育ちを十全に保障するための努力が重ねられていきました。

私たちの合研を通じた運動は、子どもや保育をめぐる歴史の進歩に寄与し、まさに歴史をつくってきたといっても過言ではありません。子どもの健やかな育ちを第一に考え、これを課題とするすべての人々に対して交流・連帯の輪を広げながら、「足りないものは自らつくる」「困っていれば助け合い、みんなで解決策を考える」「社会に対しても要求していく」という保育運動のスタイルが、合研50回の歩みのなかで培われ、確立され、いま、大きな成果

に結実しているといえるでしょう。

②他の運動にはみられない合研の特徴

50回の歴史を通じて、合研が生みだしてきた他の運動にはみられない特徴を、次のように整理することができます。

第1回集会では、教育（保育）内容の充実、保育施設の増設、平和と民主主義の教育（保育）を基本テーマにしていきましたが、その重点や表現はその時々で変わるものの現在まで受け継がれてきました。合研の第一の特徴は、合研の議論が、知識の習得や交流に留まらず、子どもの健やかな育ちにかかわることはすべて実践的課題として議論されるという内容の広さにあります。

第二の特徴は多様な参加者です。第20回集会の基調報告では、合研によって、日本の保育運動史上はじめて、保育研究団体だけでなく、父母団体、労働組合などが一堂に会して保育を交流し、保育に関する要求の実現に向けて力を合わせる場をつくりだせたと総括されています。幅広い内容を交流し、議論し合い、その実現のために力を合わせる以上、多様な参加者が集うことは、その目的からして必然的ではあります。他にはみられないことです。

第三は、全国と地域・各園の運動・活動との相互作用です。「合研で学んだことを地域・各園に」、「地域・各園での実践を合研に」は、回を重ねるごとに確認され、定着していったことですが、合研は常に一つの到達でもあり、出発でもあると位置づけられてきました。その相互作用によって、地域・各園のとりくみも、全国的な課題も前進させる。その結節点としての位置づけが、合研の第三の特徴です。

第四は自主的な運営です。合研は、集会の企画・準備から、参加組織にかかわる実務作業、当日の運営、財政活動まで、すべて保護者・保育士等の関係者が担っています。それは合研が自らの運動を自らの手で行うということを大切にしているからです。

が、こうした自主性・自立性が、何の気兼ねや躊躇もなく、子どもたちの健やかな育ちのことだけを考え、自らの力で行動する力強い保育運動につながっています。合研の要員等の負担軽減は常に考えなければならぬ課題ですが、実務的な作業をともにすすめることが合研成功の鍵でもあり、そうした経験を多くの方が共有することが保育運動の前進にとってなくてはならないものなのです。

こうしたとりくみを受け継いできたからこそ、私たちの運動は、他の運動にはなかなかみられない包括的で、裾野の広いとりくみ、広く手をつなぎ合った力強いとりくみとして実践されてきました。

③合研のとりくみを未来につなぐ

保育運動には、「保育」と「教育」、子育ての「家庭責任」論のとらえ方、保育者と保護者の立場・考え方の相違、都会と過疎地の実情の相違などさまざまな考え方の違いや、立場の違いが存在します。しかし、私たちは、これらの相違があっても、相互の意見・実情を十分に聞き、交流し、科学的な知見を学び合って、一致できるところできるとりくみをすすめてきました。

第24回集会から、より多くの人が合研に触れることができるように地域開催に踏みだしました。この地域開催についても、変化に対する躊躇や「開催地によっては、今までより遠くなり参加が困難になる」「財政的に参加が困難だ」「大きな県でしか開催できない」などの意見が出されることもありました。しかし、財政的な問題については、『ちいさいなかも』の普及、カンパや物販の活動など共同したとりくみによって克服してきました。また、小さな県でも合研ができるよう全国各県が支えることで48回島根合研に挑戦し、成功させました。

こうしたとりくみは、合研が全国と地域の運動の前進にとっても大切であり、子どもの健やかな育ちを保障するために必要なこと、という確信から行わ

れてきたものです。私たちには、この合研スタイルを未来に引き継いでいく責任があります。

今回の第50回の大阪合研は、今、生じている保育の問題や保育運動の方向性について、半世紀にわたる合研の歴史を振り返りながら、「何ができるか」「どうすればよいか」を考える合研となります。そして、この合研のとりくみと成果は、10年後、30年後の保育運動においても常に振り返られるものになるでしょう。

私たちは、これまで子どもの健やかな育ちを求めて心を痛め、涙を流し、怒りに燃え、喜び合ったすべての人々、そしてすべての子どもたちに思いを馳せ、次の一歩を踏みだしていこうではありませんか。

2 社会問題化する保育と 保育制度・政策の現状

①子育て環境の悪化

日本でも、貧富の格差が広がっています。家計の負担が増えているにもかかわらず、実質賃金はダウンしており、生活保護費の切り下げもされています。

そのなかで、子どもの相対的貧困率（2015年）は13・9%とやや改善がされたとはいえ、これはおよそ7人に1人が貧困状態にあり、全国では約270万人もの子どもたちが貧困な暮らし（親子4人で月収20万円未満）をしていることになりました。日本はまだまだ子育てにお金がかかる国であり、子育てがしづらい国といえます。

憲法「改正」に対しては「反対」「急ぐべきではない」の世論が大きく上回っているにもかかわらず、国会では、改憲の発議に必要な3分の2の議席を維持した政府与党が、「戦争のできる国」をめざして改憲の議論を再開しました。私たちは、平和と民主主義

が大切にされる社会でこそ豊かな保育・子育てが実現できると考えています。今こそ憲法が子どもの権利保障に果たす役割について学び合い、平和な社会で保育・福祉を守り発展させる運動に連帯したとりくみもすすめていく必要があります。

②減らない待機児童と保育環境の悪化

共働きの増加などを背景に、都市部を中心に保育需要は保育所等の定員拡大を上回るペースで増え、保育所不足はいっそう深刻化しています。国は、2000年代以降、「待機児童ゼロ作戦」などを展開してきましたが、それは規制緩和や定員の弾力化、保育の市場化を基調にしたもので、抜本的な解決には至っていません。2015年の新制度実施以後、国・自治体は待機児童対策として小規模保育所などの新增設をすすめています。一方で財政効率優先の公立保育所の民営化・統廃合、過疎地域や施設のお朽化を理由にした統廃合による大規模こども園新設などの傾向も目立っています。都市部での幼稚園や保育所からの移行も含めた幼保連携型認定こども園も増加しています。しかし、急激な施設増加により保育環境の不備や保育士確保の困難が生じ、保育の質の低下が子どもの命や安全を脅かし、権利が侵害されているという状況があります。

特に認可施設が不足しているなかで待機児童の受け皿となつている認可外施設の4割が国の指導基準に満たないという実態（2016年3月、厚労省調査）や、指導監査を実施した企業主導型保育事業所の7割が指導の対象となる（2017年上半期、児童育成協会）などの実態を考えると、保育事故の危険など、どの子どもも安心して過ごせる保育環境が保障されているとはいえません。にもかかわらず、国は待機児童解消や保育士不足を口実に、資格者配置の緩和をさらにすすめるようとしており、保育の質を確保するという点からも問題です。

さらに2018年度からは、子ども・子育て支援

法を一部「改正」し、都道府県主導で国も参加する待機児童解消対策協議会（仮称）が設置できるようになりました。ここでは、市町村の上乗せ基準の国基準並みへの引き下げが懸念されています。

また、国は2017年12月に「新たな経済政策パッケージ」を閣議決定し、「人づくり革命」の第1に幼児教育の無償化を、第2に待機児童解消を位置づけました。2019年10月の消費税増税にあわせて無償化を実施するとしています。ほとんどのゼロ歳〜2歳児は無償化の対象からはずされています。一方で、安全面でも危惧される基準に満たない認可外施設の状態を放置したまま無償化の対象にするなど、十分に検討された内容とはいえません。無償化は国際的な潮流であり、すすめるべきですが、待機児童対策などの量拡大とともに質の改善のためとりくみもあわせて、財源問題を含めた総合的な対策の一環として位置づける必要があると思っています。

さらに、保育問題とは切り離せない働き方について、国会では「働き方改革関連法案」が批判の声があるにもかかわらず、成立してしまいました。人口減少による労働力の確保が課題になっているなかで、政府は「女性活躍」や「働き方改革」などを掲げていますが、活躍や改革といった改善をイメージさせる言葉とは裏腹に、実際は労働強化につながりかねない労働政策が推し進められようとしています。私たちは、過労死につながるような労働時間の規制を強め、非正規労働者の処遇や最低賃金の改善など、子育てしながら働く親たち、保育者たちが人間らしい暮らしや働き方ができ、何より子どものために仕事と子育ての両立ができるような改革こそを求めています。

③ すすまない保育者の処遇改善

保育士不足もいっそう深刻です。保育の量の急激な拡大、施設の拡大に保育士確保が追いつきません。

しかし「保育士不足」の背景には、全産業平均を約10万円も下回る所定内賃金の低さに加え、長時間労働で休憩も取れない、持ち帰り残業が多く休みも取れないという労働条件や、職場の人間関係による離職率の高さなどがある、といわれています。

国は、2017年度より、賃金改善策として民間保育所で働く保育士のキャリアアップ制度を導入しました。研修受講を条件に、対象者を限定して月額4万円を加算するという制度に対し、国による研修内容の統制や職員集団の分断をはかるものとの批判が大きくなっています。

保育士処遇の最大の問題は、実態に見合わない保育士配置基準、低すぎる公定価格など、国の財政支援不足にあるといえます。乳児保育の拡大や開所時間の長時間化、定員の弾力的運用や地域子育て支援の拡充などをすすめれば、ますます人手が必要になっていきますが、国は、こうした事業実施に対して正規職員・資格者が雇える十分な財政支援をせず、非正規職員の対応でよしとしてきました。

さらに、規制緩和を基本とする保育改革によって、保育士配置の常勤原則の廃止、実施主体の規制緩和、定員の弾力化、企業主導型保育事業の推進など多様な保育の制度化により、より多くの非正規保育士や低賃金正規保育士が雇われるようになりました。

共働きが当たり前の社会となり、保育所で子どもが育つことが普通になっています。保育・子育て支援に関わる保育所の存在意義がこんなに大きくなっているにもかかわらず、保育者の働く条件が崩されてきた結果、保育所が「やりがいはいはあっても、働き続けることが困難な職場」になってしまっているのです。

必要なことは、一時的対症療法的な処遇改善策ではなく、子どもの権利保障の観点からの、保育士処遇の抜本的な改善です。何よりもまず保育士の専門性が発揮でき、かつ働き続けることに見通しが持てる、適正な労働時間と適正な賃金を保障するための

公定価格の改善、公的財政支援の確立が急務です。加えて、保育の実態と長時間開所化をふまえて保育士の配置基準を改善し、保育士の増員をはかることが不可欠です。

この間、各地で保育労働の実態や保育士の処遇の実態を明らかにするための調査が行われています。愛知県ではこれまでにない規模での公立と民間あわせての保育労働者の実態調査が行われ、保育士の労働や賃金の実態が明らかになりつつあります。他の地域でも保育労働の実態を明らかにしようというとりくみが広がりつつあり、保育現場の実態を保護者も含めた社会に広く訴え、理解を求めていくことが必要です。正規・非正規を問わず、保育士の処遇改善を本気で実現していく、まさに社会運動が求められています。

3 主権者としての子どもを育てる 保育とは

① 主権者・発達主体としての子どもを育てる保育

子どもは生まれたときから権利の主体であり、発達の主体です。乳児であっても精いっぱい「泣く」という方法を駆使して、他者や世界にかかわっています。子どもは、「保護される存在」であるだけではなく、自分のことは自分で決める、自己決定の権利をもつ存在であり、だれもその意思や権利を侵害してはなりません。「子どものため」という言葉で、おとなの思うとおりにしようとしてはいけないのです。

「主権者としての子ども」「発達の主体としての子ども」を尊重するためには、「乳幼児期が単なる「就学準備期」ではなく、「乳幼児期」として保障される保育が基本にならなければなりません。おとなが

育てる、上手に保育するのではなく、子どもが自ら働きかける、他者のなかで育ち合うという視点が重要になります。

2018年4月から、改定された幼稚園教育要領・保育所保育指針（以下、要領・指針）による保育・教育が始まりました。「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」（以下、「育ってほしい姿」の設定など、多くの疑問や不安をもたらす要素が多く、保育現場はすくなく影響をうけることが予想されます。

今回の改定で示された「育ってほしい姿」は、「活動全体を通して資質・能力が育まれている幼児・園児・子どもの小学校就学時の具体的な姿」と説明されています。しかし、「育ってほしい姿」とはだれから決められるものなのでしょうか。子どもは、子ども自身が意思をもつて活動にとりくみ、「育ちたい、なりたい」自分に向けて発達していくのです。乳児期から、意思がある、自ら働きかける力や感じとる、気づく力をもつ主体として、自分のことを自分で決めて育っていく主権者なのです。私たちは主権者として子どもを育てる保育とはどうあるべきか、みんな考えて合っていかなければなりません。

そのうえで私たちは、要領・指針に対して、①問題点を知り、適切に批判はするが、批判だけに終わらないということ、②「育ってほしい姿」だけにとわかれず、自分たちの「めざす子ども像」「大切にしたい育ち」を学習によって確かめ合い、保育をすすめていくことが大切です。

②「育ってほしい姿」の問題点

今回、「育ってほしい姿」が示されたことの問題点は以下の3つです。

第一は、それが国家レベルで「こんな子どもになろう」ということを示したものであり、「与えられた」目標であるということです。これまでの保育・幼児教育から考えると、極めて違和感のある、問題だと考えられます。

第二は、「育ってほしい姿」は子どもの実態に比べて、「幼児期の終わりの姿」としてはあまりに早急で完成形であり、子どもの事実とかけ離れた内容であるということです。

そして第三に、あまりに早急で完成形だからこそ、「こうであるべき」へのとらわれが生まれる危険性があるということです。要領・指針では、この「育ってほしい姿」は「幼児が身に付けていくことが望まれるものを抽出し、具体的な姿として整理したものであり、それぞれの項目が個別に取り出されて指導されるのではない」と明記していますが、具体的に明確であればあるほど、それに対するとらわれが生まれやすいものです。

すべての子どもをこの「育ってほしい姿」に到達させなくてはと考えると、子どもの実態や状況とは無関係に強要・強制する保育が行われることは非常に危険です。早く完成・到達させることよりも、時間と手間をかけて、ゆっくりと自分らしく「なっていく」「育っていく」ことこそが幼児期の育ちのあるべき姿です。それを可能にする保育こそ大切にしたいものです。

③私たちが大切にしたい保育

そもそも、要領・指針が変わるたびに保育を変えなければならぬのでしょうか。私たちがこれまで大事にしてきた原点は変わらないはずであり、それは、子ども・保護者・保育者、みんなが主人公であり、対等平等な関係のなかで育ち合う保育です。

この「育ち合う」には二つの意味があります。一つは、子どもも大人もそれぞれの集団のなかで育ちあうということ、つまり、子どもは子どもも集団のなかで育ち合い、保護者は保護者集団のなかで育ち合うこと、二つめには、この三者が、保育・子育てを通してともに「育ち合う」ということです。

i 子どもが主人公の保育

発達の主体者は子ども自身です。おとな主導の教え込む保育で、いわゆる「いい子」(おとなにとって都合のいい子)を育てることはありません。おとなが掲げた目標に、みんなが一斉に向かわせられて何ができたとしても、その子自身の手応えはどれくらいあるでしょうか。おとなはいつい(できた結果)に価値をおき評価しがちです。でも大事なことは、子ども一人ひとりが自分で感じ、気づき、考え、選び、決めて、挑戦することです。子ども自身が本当に手応えを感じたとき、周りからの評価ではない、自分の信頼と自信を得るはずですから。そして、その手応えと自信が、次の新たな自分に向かうエネルギーとなります。

たとえば運動会に向けたとりくみを考えてみると、子どもは時にはやらないことを選択するかもしれません。それでもその子のペースを尊重し、信じて待つことができるでしょうか。おとなの姿勢が問われているように思います。おとなはついに、この子が困らないようにと先回りして練習させたくなりますが、大事なものは、失敗しないようにではなく、何かあったときにどう乗り越えていくか、困ったときに人に聞いたり相談できるかどうかではないでしょうか。そう考えると、乳幼児期に大切にしたいことは、がんばって何かができるようになることよりも、自分への信頼と自信、人への安心と信頼を育むことではないでしょうか。たとえ小さな子どもでも、一人の人格をもった一人の人間として尊重してかわり、何かができるからすごいのではなく、あなたの存在そのものが素敵だということを伝えていきます。

ii 保護者とともに育ち合う保育

保育園は、保護者が安心して働けるための場所であることはもちろんですが、保護者の要望に応えて

保護者の負担になることはしない風潮が強くなっていくことをどう考えればよいでしょうか。保育園は単なる託児の場ではなく、子どもが豊かに育つ場です。保護者との関係も、預ける一預かるだけの関係ではなく、一緒に子育てする関係をつくることです。子どもにとっても保護者にとっても必要です。子どもの当たり前の子育てが保障されにくい社会になっていくからこそ、「子どもにとって」大事なことをともに考え合える関係を楽しみたいのです。

たとえば保護者が参加の行事が多ければ、負担になるかもしれません。でも負担をかけないように行事をなくせばそれでいいのでしょうか。はじめての子育てに不安を抱えながら入園し、はじめは園の行事に義務的に参加している人も、おとな同士のつながりができてくると居心地がよくなり楽しく参加するようになってきます。保護者を取り巻く環境が、人と人がつながりにくく子育てしにくい社会になっているからこそ、子育て仲間をつくる保育園の役割が大きくなっていきます。おとな同士がつながることがなぜ大事なのか、それはすべて子どもに返ることだからです。同時に保護者にも仲間が必要だからです。子育てを一人でがんばらなくていい、相談し、頼っていいのだと思える子育て仲間をつくるのが、何よりの子育て支援ではないでしょうか。

iii 保育者が学び、つながり合う保育

預かるだけではない保育をするということは、それだけ保育者の情熱やエネルギーが必要です。より質の高い保育をめざすためには研修や学びが必要です。しかし現実には、毎日、目一杯保育をして心身ともにへとへとで、余裕もなくなっています。でも私たちの先輩たちが築いてきた歴史があるからこそ今の保育ができること、50年前に、いい保育がしたいという熱い思いで全国の保育者が集まりつながった合研があるからこそ今があるという誇りをもって、私たちがつながり合って子どもの幸せを実現する保

育をつくっていききたいものです。

4 私たちがめざす保育・子育て・未来 —これからを展望して

①「大切にしたい育ち」をとらえる視点

今回の「育ってほしい姿」のように、「できる」ことだけに価値を置く子どもも親に立つと、「なぜ、がんばらないの？」と子どもに迫る保育になりがちで、一人ひとりの子どもの思いや理由が後回しになってしまいます。強い指導によって一時的に「できた」姿をつくりだしたとしても、その子自身の納得や意欲が同時に育たなければ、結局は「やる気」自体を剥ぎ取ってしまうという限界に突き当たります。

それは逆に、できない・やろうとしないのは何か理由があるに違いないとおとなが寄り添い、友だち思いの仲間関係を育てていくと、その子らしい「本気のやる気」が育ち、そこから大きな成長・飛躍が生まれることを私たちは知っています。

こうした事実をふまえると、私たちがまず大切にしたいのは、子どもたちのなかに「やりたい気持ち」や「挑戦してみよう」を育てることです。楽しい遊びを通して、好きなことややりたいことがあること、自分からすすんで熱中したり挑戦したりすること、それらを通して自分の意見や気持ちが出ること、つまり、「その子らしい自分」が、私たちが大切にしたい育ちです。自己主張や抵抗、いじわるやけんかさえも、自分づくりには必要な育ちです。

第二に、寄り添うおとなや助け合う仲間が育ちには必要であることをふまえると、人との人間的なつながりをつくる主人公として子どもを育てるという視点です。人間の育ちの最大の特徴は、他者の考えや気持ちを自分のものとして取り入れることができる

点にあるといわれます。仲間とは、他者との違いを学びに変えて成長していける関係ということができるといえます。そうした仲間関係をつくる主体として、自分の思いや考えを表現する力や、相手の立場に立って考えたり行動しようとする態度を大切にしていきたいと思っています。

第三に、おとなも子どももつねに発達途上にある存在としてとらえることです。「育ってほしい姿」は、「幼児期の終わりまで」と時期を区切って目標を示してはいますが、時期を区切れれば必ず「目先の結果」ととらわれます。「より早くより多く」は大人の前のめりの期待と焦りにすぎませんし、それは子どもも、その子らしい育ちをゆがめてしまうかもしれません。回り道もより豊かな発達につながるものです。私たちが大切にしなければならぬのは、何かにチャレンジすること自体に意味があること、そして失敗や挫折もよりよい学びにつながるという経験をつくりだすことです。そうした視点に立てば、おとなも子どももまったく同じく「学ぶ者」として、互いに相手の立場に立って理解し合おうとする関係が生まれるでしょう。

②保育を語る、子どもを語るを通して、 保育をつくる

そこで、これまで以上に子どものこと、保育のことを語り合うこと大切にして、保育をすすめていきましょう。「育ってほしい姿」にとらわれず、自分たちの保育をつくっていくためには、目の前の子どもたちの事実について語る事が不可欠です。日々の保育のなかで、子どもたちの育ちの姿が語られるとともに、保育者の悩み、困りごとを含めてみんなで話し合えることが大切なのです。

今回の合研も、悩み、困りごとを含めてみんなで話し合える集会成为ることをめざしています。早く期待される子どもに近づけようとするのではなく、子どもの思いを尊重しながら、豊かな経験や関

係をつくりだし、その先に豊かな育ちが生まれてくるような保育について、いっしょに語り合いました。私たちがこれまで大切にしてきたことをもう一度たしかめ、その育ちの過程にある「大切にしたいこと」を明らかにして保育を考えていきたいと思います。

要領・指針には「結果」しか書かれていません。どんな保育によってそれが達成されていくのかは明言されていないのです。本当に大切なことは、どんな経験を通して子どもが育ち、そのなかで大切にしたいことは何かを明らかにすること、つまり保育の「過程」を明らかにすることです。子どもたちの視点にたつて、どんな経験こそが豊かな学びにつながるのか、そのためにはどんな過程（プロセス）が必要なのかを各園で話し合い、一見すると回り道や時間のかかることに思えることのなかに、子どもたちが発達する契機が含まれていることを再認識していくことが、私たちが大切にしたい保育をつくることにつながります。

③大切にしたい育ちを守るために、

人間的な結びつきを深め広げよう

どの子ども自分の人生の主人公です。子どもであっても日本国憲法がうたう人権が尊重されるべきなのです（＝基本的人権の尊重）。また、だれもが等しく社会の主人公であり、子どもも主権者です（＝国民主権）。自分の能力を何のために使うか、仲間とともにどんな生活や社会を築くかは、子ども自身が決めるものです。そして子どもは平和な社会で育つべきです（＝平和主義）。このように、子どもの豊かな育ちは、まさに日本国憲法の理念にそったものなのです。そして、子育て・保育は、人を頼りに生きている子どもたちとともにする仕事です。一人ひとりの切実な願いや思いがいつも心に響いて、それに応えたいではいられないのが保育者です。

権利主体としての人間の「声」に応答することぬきに、保育することはできません。私たちがこの50

年間追求し続けてきた実践と運動は、「どの子どもも人公」「保育の応答性」というゆるがない原則に立脚したものです。「ポストの数ほど保育所を」「徹底して子どもの立場に立つ」「実家のような保育園を」「つないだ手ははなさない」――どの言葉もそうした原理の生き生きとした表現であり、私たちの宝物です。

しかし今、子どもを将来の「労働力」や「支配される者」と見なし、より効率的にその「能力」を育成・活用しようとする政治的な意図が、乳幼児期にも影響を与えはじめています。政府が示した一律の目標に照らして、どれだけ近づいたかで育ちを測るやり方は、ある種の「わかりやすさ」とともに、人と人との間に「競い合い」と「分断」をもたらしめます。

そうしたなかで人間性豊かな育ちを守るには、「結果」だけにとらわれるのではなく、その子の思いや事情をふまえて多様な育ちを読み取ることが大事になります。そのためには、おとな同士が、子どものことをさまざまな角度から、語り合い伝え合う時間

がとても重要になります。率直な語り合いは、信頼で結ばれた人間的なつながりを強めます。そうしたつながりが園のなかだけでなく、保護者・地域・学校へと広がることで人間性豊かな育ちを守る力を育てます。

地域でのしゃべり場や勉強会、『ちいさいなかも』の読書会、要求で結ばれた保育運動、さらに合研は、すべてこうした人間的な結びつきから生まれ、人間的な育ちと働き方を守る連帯を強めてきたものです。

リアルな子どもの育ちはつねに「その子らしい育ち」として多様な形を取って表れます。私たちの人間的なつながりもまた、その人たちにらしい、その地域らしいつながりとして生まれ育ちます。私たちがこれまでつくり上げてきたつながりの歴史を受け継ぎ、さらに大きな共同へと発展させることで豊かな社会を築いていきたいと思います。

第50回全国保育園団体合同研究集会の体制

・全国実行委員会役員

実行委員長

副実行委員長

事務局長

・開催地実行委員会

実行委員長

副実行委員長

渡邊 保博
大宮 勇雄、杉山 隆一、
藤井 伸生、浅井 春夫、
垣内 国光、上野さと子、
村山 祐一
水谷百合子（実方伸子）

河村 学
石倉 康次、平沼 博将、
長瀬 美子、中山 徹、
切間 和子、多久和令一、
荒田 功、菅野 園子、
茨木 範宏、真鍋 穰、
杉本 祐、松本 忠之、
黒澤 祐介、杉山 隆一、
岩狭 匡志

事務局長
・常任実行委員会

渡邊 保博、石川 幸枝、
平松 知子、安川信一郎、
丸山麻利子、金子貴美子、
岩狭 匡志、小坂 順子、
平田 菊美、国沢 マキ、
嶋 宏章、巻 陽湖、
中村 真理、田境 敦、
実方 伸子、水谷百合子、
杉山 隆一、西川由紀子、
平松 知子、長瀬 美子、
松本 博雄、平沼 博将、
鬼追亜紀子、逆井 直紀、
実方 伸子、水谷百合子、
大宮 勇雄、長瀬 美子、
河村 学、長岡 慈子、
渡邊 保博、河村 学、
実方 伸子

・集会企画委員会

・基調報告作成委員会
・集会宣言起草委員会

・集会運営委員長

嶋 宏章